

腐敗防止に関するガイドライン

横浜冷凍株式会社

従業員の皆さんへ

- 事業活動のグローバル化が進むなかで、国際取引における公正な競争の確保が重要課題となっています。最近の摘発事例では贈収賄や腐敗行為を行った企業や個人に巨額の罰金が課せられ、場合によってはこれに関与した個人が禁錮を含む厳罰に処せられています。
- 当社は、贈収賄その他の不正な手段によらなければ得られない利益を一切求めません。
- 公務員への賄賂、贈答品等の授受、過剰な接待、横領、背任などのあらゆる形態の腐敗行為の禁止を含むコンプライアンスの遵守は、社会から当社に対する信頼の礎であり、当社の持続的な発展に必要不可欠であると確信しています。
- 社員の皆さんにおかれましては、ルールに則った公正で自由な競争を確保すべく、本ガイドラインに基づき、贈収賄や腐敗行為の禁止を徹底頂きますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 松原 弘幸

1. 贈賄の禁止

- 国内外を問わず、事業又は事業上の便宜の獲得又は維持(※1)を目的として、
①公務員等(※2)に対し職務行為に影響を与えることを意図し…
②第三者に不正な職務行為を行わせることを意図し、第三者の不正な職務行為の対価として、又は第三者による金銭等の受領自体が不正な職務行為を構成することを認識しながら…
公務員等もしくは第三者に対し、直接又は間接に、金銭その他一切の利益又は便益(※3)を供与し、約束し、若しくは申し出、又はこれらの行為を承認することのないよう留意する。
- エージェントやコンサルタント、販売先や仕入先、子会社や関連会社等の第三者を通じて贈賄を行った場合は言うまでもなく、これらの第三者が贈賄を行っていることを認識していた、又は疑わしい兆候があるにもかかわらずこれを放置した場合には、当社が法的責任を問われる場合があります。
- 贈賄により、実際には何らの便宜も得られなかった場合や、相手方が金銭等を受領しなかった場合、相手方の職務行為に何らの影響もなかった場合であっても、贈賄として法的責任を問われる場合があります。

2. 収賄の禁止

- 国の内外を問わず、当社に関係する事業を行うにあたり、第三者のためにする不正な職務行為に関して、金銭等を要求し、この受領を約束し、又は、これを受領しないようご留意下さい。
- 第三者のためにする不正な職務行為(※4)を自ら行い、又はその他の者に行わせることがあってはならないことは言うまでもありませんが、これに関して金銭等を受領する場合等、収賄として法的責任を問われる場合があります。
- 家族、友人、その他の近親者等の第三者を通じて収賄を行った場合にも自ら収賄を行った場合と同様の法的責任を問われる場合があります。
- 実際には何らの金銭等を得なかった場合や、相手方が何らの便宜を得なかった場合であっても、収賄として法的責任を問われる場合があります。

3. ファシリテーションペイメントについて

- 国及び地域によっては、公務員等から通関、検問、入国又は滞在ビザの発給又は延長申請、上下水道又は電話の敷設等に関して、関係法令に根拠のない小額の支払い（以下「ファシリテーションペイメント」という）を要求される場合があります。このようなファシリテーションペイメントも公務員等に対する贈賄として禁止されています。
- 事業上の便宜の獲得を目的として、ファシリテーションペイメントを行った場合等、当社が法的責任を問われる場合があるほか、従業員の皆様も法的責任を問われる場合があります。
- 言うまでもなく、生命、身体又は自由に危害が及ぶこと（暴行、脅迫、逮捕、監禁等）を避けるために何らかの金銭等の支払いが必要な場合には、個人の安全を最優先するよう役員及び本社に要請下さい。

4. 腐敗防止の周知徹底調査への協力

- 従業員の皆さんは、贈収賄や不正行為などに関して疑問や不明な点がある場合、自らの行動に自信の持てない場合、または、自らがこれらの行為に巻き込まれた若しくは巻き込まれそうになった場合等において、速やかに本社へ報告及び相談するようご要請をお願いします。
- 関連会社の皆さんは、研修等により、腐敗防止に関する法令や本ガイドラインの趣旨を周知徹底するようお願いいたします。また、業務の委託等を依頼している取引先に対しても、必要に応じ、本ガイドラインの趣旨を周知徹底するようお願いいたします。
- 本社より依頼があった場合には、本ガイドラインの遵守を確認することができる情報、資料等を提供するようお願いいたします。
- 万が一、贈収賄や不正行為又はその疑いを招く行為に関係した場合には、本社による調査であれ関係当局による調査であれ、全面的に調査にご協力ををお願いします。

用語解説

※1 「事業又は事業上の便宜獲得又は維持」とは？

- 手続きの簡略化又は促進
- 税金の免除又は軽減
- 規格等の標準化
- 許認可の取得
- 商取引の獲得
- 高い評価又は評判の獲得
- 機密情報の取得
- 法令違反の見逃し
- 不正や不祥事の口止め
- 処罰の回避又は軽減等

※3 「金銭等」とは？

- 金銭、金券、ギフト券、未公開株、融資、担保、保証
- 贈答、供応、招待（スポーツ観戦や観劇、旅行等）
- 寄付、献金、スポンサー費
- 謝礼、リベート、販促費、値引き
- 就職、教育、医療等の機会
- 異性間の情交 等

※2 「公務員等」とは？

- 政府、省庁、地方公共団体等の職員
（議員、軍人、警察官、消防士、税関吏等）
- 政府系企業や政府系法人の役員及び職員
（電気、ガス、鉄道等の公共事業者、国立大学、国立病院等）
- 公的な国際機関の役員及び職員
（国際連合、世界貿易機構等）
- 政党の役員及び職員
- 公職の候補者
- 上記を代行して公務を行う者
（政府の指定検査機関、指定試験機関等）
なお、国際赤十字や国際オリンピック委員会、又はこれらの関連組織に所属する者も、国又は地域によっては公務員とみなされる場合がある。

※4 「第三者のためにする不正な職務行為」とは？

- 商取引の供与
- 高い評価又は評判の供与
- 機密情報の提供
- 不正や不祥事を口外しない等

外国外国公務員等に対する不正の利益の 供与等の禁止（不正競争防止法第18条）

何人も、**外国公務員等**に対し、国際的な商取引に関して**営業上の不正の利益**を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

◇「外国公務員等」とは（同法第18条第2項）

- 外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者
- 外国の政府関係機関において事務に従事する者
- 外国の公的企業において事務に従事する者その他これに準ずる者
- 公的国際機関の公務に従事する者
- 外国の政府、国際機関から権限の委任を受けて従事する者

➡**外国公務員・議員に加えて、公的任務を遂行する者（検査機関職員等も対象）**

◇不正競争防止法違反以外によって処罰される

- 日本以外の国の法律で処罰（米国：FCPA、英国：UKBA、中国：海外贈賄条項等）
- 取引停止・入札資格のはく奪

➡**現地エージェントを介しても責任の回避はできない**